

平成29年度 社会復帰調整官の採用案内

1 社会復帰調整官の職務の内容、身分、給与

(職務) 保護観察所において社会復帰調整官として勤務します。

社会復帰調整官は、精神保健福祉等に関する専門的知識を活かし、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号)に基づく処遇制度(以下「医療観察制度」という。)において保護観察所が行うこととされている生活環境の調査・調整、精神保健観察、関係機関相互間の連携の確保等の業務に従事します。

(身分) 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し傷病等に際して給付等が受けられるほか、厚生年金制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用され、初任給は資格・経験等を勘案して決定されます。社会復帰調整官に任命されると俸給の調整額が加算されます。

平成29年度は、行政職俸給表(一)3級の職員を募集します。

(参考:大学卒業後、精神保健福祉の実務経験10年が認められて行政職(一)3級12号俸に認定された場合の俸給の月額は264,000円です(平成29年9月現在。))

毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当、通勤手当等)が支給されます。

2 勤務時間・休暇等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。

(勤務地) 採用された保護観察所又はその支部に勤務します。異動は、原則として選考を行った地方更生保護委員会管内の保護観察所を中心に行われます。昇進に応じて異動の範囲は広がります。

(昇任) 社会復帰調整官として職務に従事した後、勤務成績に応じて統括社会復帰調整官、首席社会復帰調整官、保護観察所長等に昇進する可能性があります。

(研修) 平成30年度中に、東京都において約1か月間の全寮制による研修が実施される予定です。

3 採用案内

(採用予定) 平成30年1月1日に、東京保護観察所立川支部において、1名を採用する予定です。

(応募要件) 次の要件を満たすことが必要です。詳しくはお問い合わせください。

(1) 医療観察制度の対象となる精神障害者の円滑な社会復帰に関心と熱意を有すること。

(2) ア 精神保健福祉士の資格を有すること、又は、

イ 精神障害者の保健及び福祉に関する高い専門的知識を有し、かつ、社会福祉士、保健師、看護師、作業療法士若しくは臨床心理士の資格を有すること。

(3) 精神保健福祉に関する業務において8年以上の実務経験を有すること。

(4) 大学卒業以上の学歴を有すること、又は大学を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。この場合において、「大学を卒業した者と同等と認められる資格を有する」者は、平成23年人事院公示第18号の3に該当する者とする。

(選考方法) 選考は、(1)書類選考、(2)(書類選考の合格者に対する)一次面接、(3)(一次面接の合格者に対する)二次面接により行われます。採用は、二次面接合格者の中から決定されます。

(応募手続・応募期間・面接日程・問い合わせ先等) 裏面を参照してください。